

気候風土適応住宅の取り組みについて

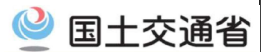
令和7年10月30日

国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当)付
課長補佐 山中 悠己



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

住宅・建築物分野の省エネの必要性



- ・ **2050年カーボンニュートラルの実現**に向け、我が国のエネルギー消費量の**約3割**を占める**住宅・建築物分野の取組が必要不可欠**。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

<部門別エネルギー消費の状況>

我が国の**最終エネルギー消費量の約3割**は**建築物分野**。

<エネルギー消費の割合> (2023年度)



出典：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）

日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理（第203回臨時国会）

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から**46%削減**することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月10日菅総理（気候サミット）

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

エネルギー基本計画
(R3年10月閣議決定) 等

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

建築物省エネ法を改正し、**住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。**

2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る**2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。**

Point

- **2025年4月(R7年4月)**以降に着工する原則**全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付け。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている**届出義務制度**及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する**説明義務制度**は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は**廃止**。

省エネ基準適合義務の対象について **原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。**

<現行制度からの変更点>

	現行制度		2025年 4月以降	改正 (2025年4月以降)	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
中規模 (300㎡以上)	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止について

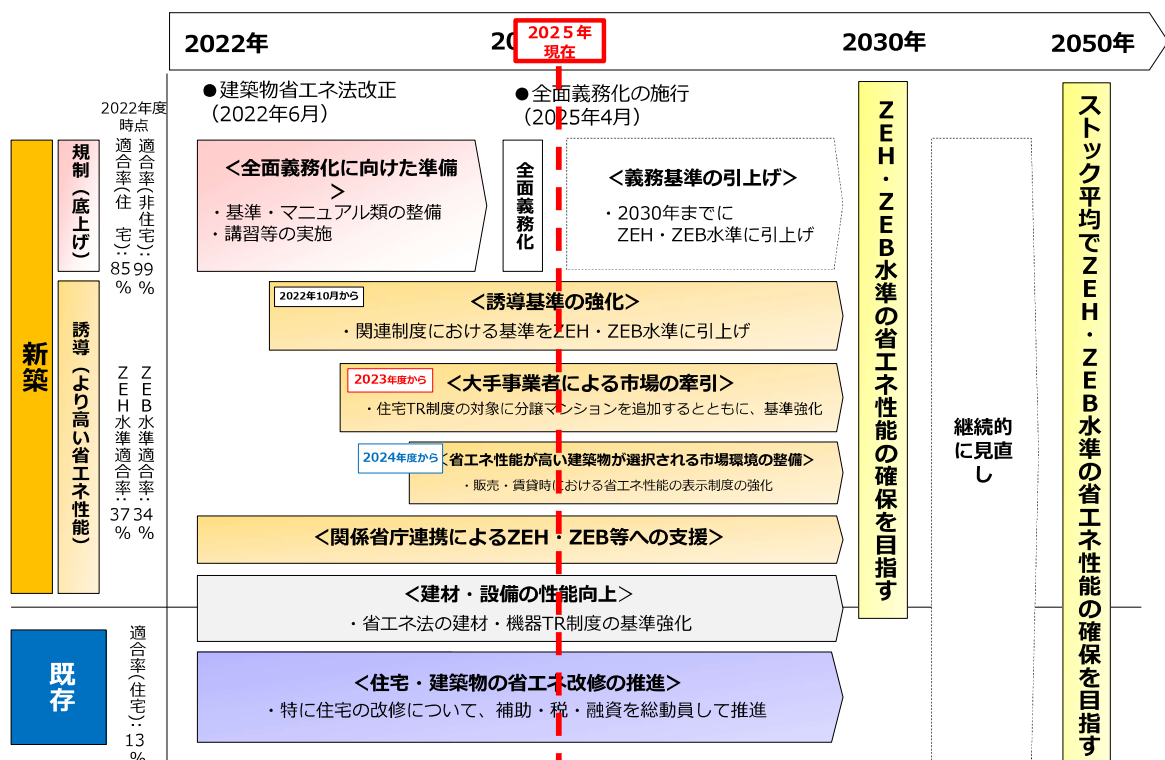
- **届出義務制度** (現在、300㎡以上の住宅に適用) 及び **説明義務制度** (現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用) は、**2025年4月以降廃止**。
- **施行日以後に着工する場合**は、**省エネ基準適合義務の対象**となり、**施行日前に着工する場合**は、**届出義務制度又は説明義務制度の対象**となります。

3

住宅・建築物分野の今後の省エネ対策

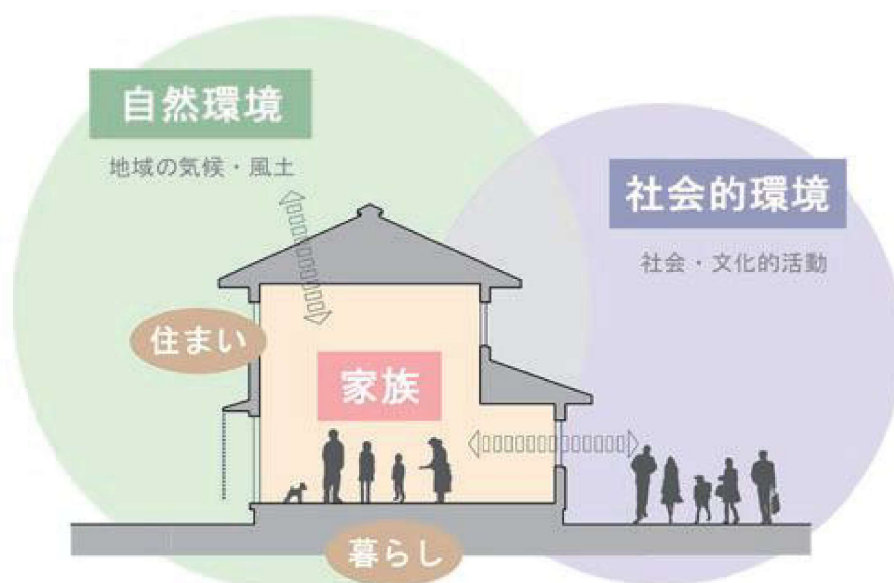
Point

- ・ 2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも**2030年までに**、省エネ基準を**ZEH・ZEB水準まで引上げ予定**。



4

- 日本の住まいと住まい方は、古来より、地域の自然環境、社会的環境や家族関係の変化の中で形成、継承、発展。



- ・地域で産出され、生産された自然材料をふんだんに活用
- ・地域の気候の影響を制御し、利用する環境親和型の技術
- ・社会的環境や家族関係による要求に応える多様な空間構成やしつらえ

【参考】伝統的工法の主要要素

- 「住まいづくりの目的」を達成するために、建物の形式、材料や構法、空間構成などのさまざまな「日本の住まいの要素」が複合的に機能する。

日本の住まいの要素	
屋根、軒	勾配屋根、瓦屋根、越屋根、深い軒
外壁	板壁、漆喰壁
開口部	高窓、天窓、地窓、掃出し窓、窓庇、日除け（すだれ、よしず）、格子、雨戸
内部建具	襖、引戸、障子、欄間
内部空間	続き間、縁側、玄関、吹抜け
ゆか	畳（和室）、板の間、土間
内部意匠	真壁、大黒柱
装い	床の間、仏壇、神棚、囲炉裏
素材	土壁、自然素材、地域素材
戸外	濡れ縁、坪庭、中庭、植栽、前庭
配置	建物配置

[illegible]

○屋根、軒／外壁

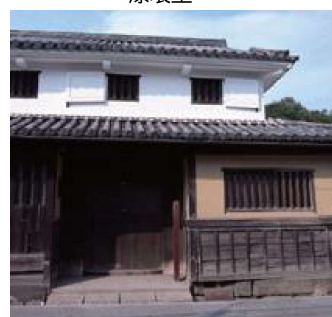
瓦屋根



軒

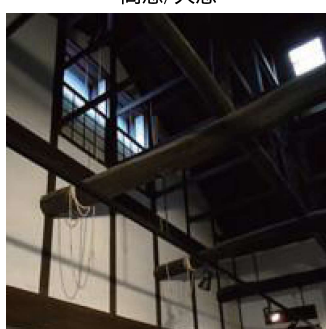


漆喰壁



○開口部／内部建具

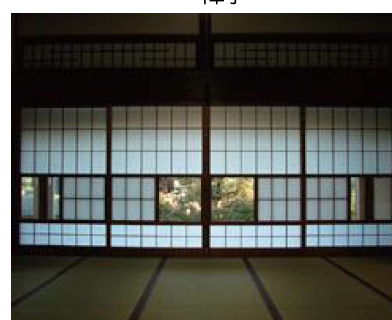
高窓/天窓



襖



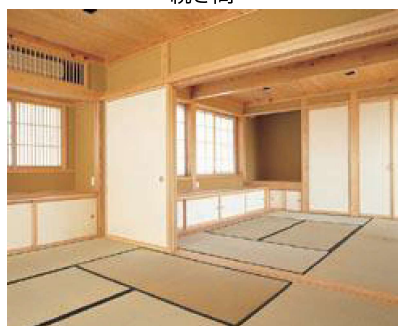
障子



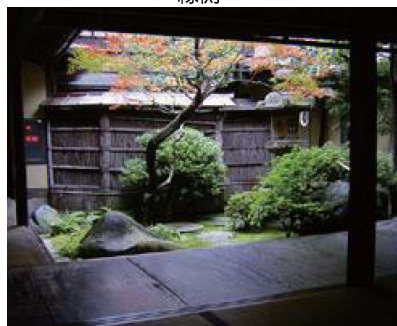
7

○内部空間

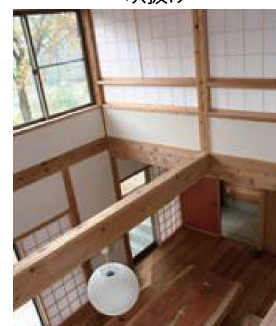
続き間



縁側

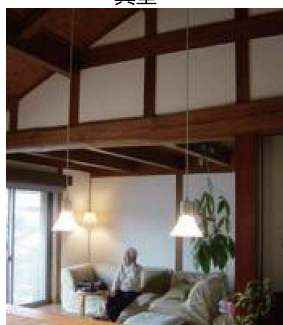


吹抜け



○内部意匠／素材／戸外

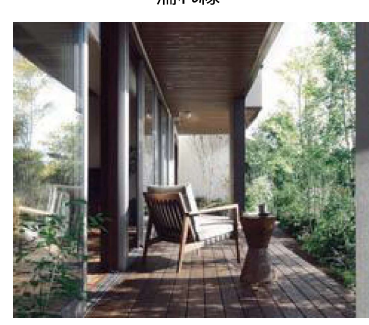
真壁



土壁



濡れ縁



8

- 気候風土適応住宅は、**地域の気候及び風土に応じた特徴を多面的に備えている住宅**であることにより、省エネ基準適合義務制度において外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合する住宅のこと。
- 省エネ基準適合義務制度において、**外皮基準を適合除外**、また一次エネルギー消費量基準への評価にあたっては、**標準的な断熱性能**を有しているという仮定で評価を行う。

国が定める気候風土適応住宅の要件

下記の項目に該当※する住宅について、気候風土適応住宅とすることが可能。また、国が定める基準の他に、所管行政庁がその地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自に基準を定めることが可能。

※気候風土住宅の要件について、断熱性能への影響を鑑みて、いずれか一つのみ該当して気候風土適応住宅に適合する項目と複数該当して気候風土適応住宅に適合する項目がある。

現行項目



省エネ基準への評価について

○仕様基準

外皮基準	適合除外
一次エネ基準	告示で定める設備に適合すること。

○標準計算

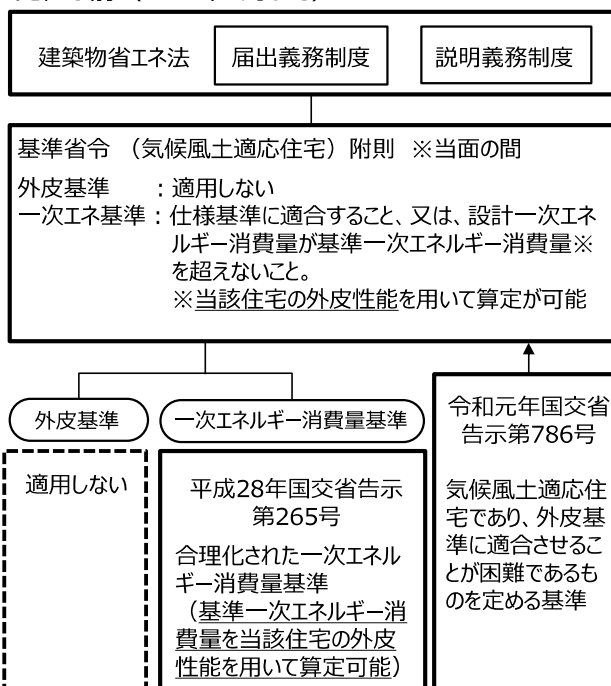
外皮基準	適合除外
一次エネ基準※	標準的な外皮性能があると仮定して一次エネを算出し、基準値以下となること。

※一次エネルギー消費量の算出にあたっては、国研 建築研究所が所管するWebプログラムを使用

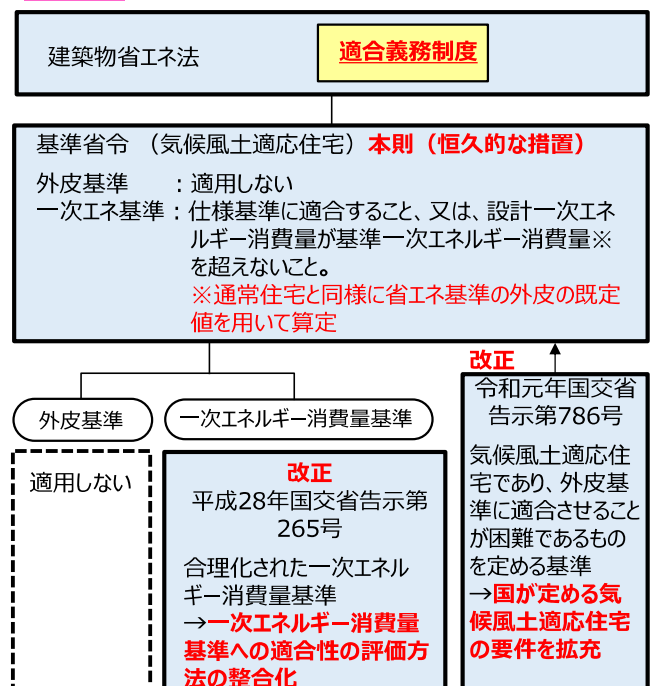
気候風土適応住宅に係る取り組み

- 気候風土適応住宅については、外皮基準を適用除外とするほか、一次エネルギー基準は仕様ルート（仕様基準への適合）のほかに、計算ルート（一次エネルギー消費性能の評価を合理化）を措置している。
- 25年4月からの全面適合義務化に伴い、外皮基準に適合させることが困難である気候風土適応住宅の位置づけ、評価の見直しを実施。

見直し前（～25年3月まで）



見直し後（25年4月～省エネ基準適合義務化）



- 国が定める気候風土適応住宅の要件（告示第786号）は、地域の気候風土に応じた外皮仕様以外の部分を、高断熱仕様にしてもなお、省エネ基準に不適合となる仕様について検証を実施した。

伝統的工法に代表される仕様は、省エネ基準適合が難しい場合が多い。
しかし、全てを国が定める要件とすると、地域特性を反映しにくい、また省エネ基準の適合が可能にもかかわらず、省エネ性能の向上がなされない懸念があることから、真に必要なものを検討する。

外皮基準に適合させることが困難である理由

- 土壁などにより所定の断熱厚さを確保できない
- 板壁など空隙がありそこを利用して断熱施工はできても、防湿層や外側通気層などを設置できず湿害上問題があるため、断熱材を充填しない方がいい
- 土壁、板壁などの場合、壁上下端に気流止めを設置することが困難
- 外壁としての気密性を担保することが難しい

など



そのため、以下について告示仕様としている。

- より上位の外皮性能（ZEH、ZEH+相当）仕様を入れてもなお、基準適合が困難であること。
- 伝統的工法で多く利用されるもので、仕様単体では基準適合が困難な仕様

気候風土適応住宅の仕様の検討例

- 地域の気候風土に応じた外皮仕様に可能な限りの断熱を施す、かつ、それ以外の外皮を断熱等級6相当の仕様としてもなお、住宅全体として外皮基準への適合が困難なものを、告示仕様の一部に盛り込んでいる。

A仕様の候補 (単一仕様)		
外壁	過半以上が両面真壁の土塗壁	134%
	全面が片面真壁の土塗壁	100%
	過半以上が片面真壁の土塗壁	—
	全面が両面真壁の落とし込み板壁	147%
	過半以上が片面真壁の落とし込み板壁	97%
	全面が片面真壁の落とし込み板壁	95%
	過半以上が片面真壁の落とし込み板壁	—
屋根	全面が化粧屋根天井	71%
床	全面が板張り	—
建具	過半以上が地場製作の木製建具	69%

A仕様の候補 (複数仕様)		屋根	床	建具
		全面が化粧屋根天井	全面が板張り	過半以上が地場製作の木製建具
外壁	過半以上が両面真壁の土塗壁	—	—	—
	全面が片面真壁の土塗壁	124%	108%	123%
	過半以上が片面真壁の土塗壁	98%	82%	97%
	全面が両面真壁の落とし込み板壁	—	—	—
	過半以上が片面真壁の落とし込み板壁	122%	106%	120%
	全面が片面真壁の落とし込み板壁	121%	105%	118%
	過半以上が片面真壁の落とし込み板壁	83%	94%	94%

A仕様：地域の気候及び風土に応じた仕様

B仕様：地域の気候及び風土に応じた仕様を採用しない部分の仕様
ZEH仕様(断熱等級5)もしくはZEH+仕様(断熱等級6)を外皮面積の過半導入した場合を想定

※緑は外皮基準への適合が困難な仕様

令和元年の告示策定時に盛り込む要素の絞り込み結果

区分	要素の例 ※青字は過半数以上であることが条件の仕様	外皮性能 算定の可否	検討 対象	最終 要素案	除外理由
内部	① 縁側	×	×	×	・外皮面積全体に占める面積割合が少ない。 ・通風経路として活かせるなど、外皮計算上はデメリットとはならない。
構造部材	② 小屋組現し、かつ、野地現し	○	○	○	
軸組・耐震要素	③ 土塗壁(外壁両側を真壁としたもの、外壁片側を真壁としたもの、土蔵造りのもの)	○	○	○	
	④ 板壁(落とし込み板壁等)のうち、外壁両側を真壁としたもの	○	○	○	
	⑤ 土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの	○	○	→ ×	対象が「ボード壁」であり土塗壁や板壁と比べて断熱材が挿入しやすい。
	⑥ 外壁両側を木材現しにしたもの(校倉・丸太組構法等)	○	○	→ ×	外壁が校倉・丸太組で有効厚さ115mm(U値0.90)のとき、これとあわせて活用されうる部位(建具・屋根・床)との組み合わせにおける検討で、最も気候風土適応住宅の対象になりにくい「A仕様 断熱あり」「B仕様 ZEH+」のとき、いずれの場合も計算UAは0.87以下となり、省エネ基準に適合。
	⑦ 開放的な床下(石場建て・足固め等)	○	○	→ ×	・石場建ては温度差係数H 1.0、床下がある床板張りはH0.7であり、Ualは石場建ての方が大きくなり、気候風土住宅の要素案の対象となることを計算上確認。 ・建築基準法上に則り適切な措置を施したものと確認ができた場合は対象とするが判断が難しいため、告示には記載せず、「床板張り」に代表させる。
小屋組・軒構法	⑧ せがい造り	×	×	×	・隙間が多いことが特徴であるが、隙間の多寡は外皮計算に反映できない。
	はね木(出し梁)	×	×	→ R6○	・外皮面積全体に占める面積割合が少ない。
屋根	⑨ 面戸板現し	×	×	×	・面戸板の内側に断熱化することは可能。 ・隙間が多いことが特徴であるが、隙間の多寡は外皮計算に反映できない。
	⑩ 茅葺き屋根	○	×	→ R6○	・外皮面積全体に占める面積割合が少ない。 ・防火地域、準防火地域、法22条区域において採用不可で、茅葺が可能であるのは上記に該当しない地域のみである。実質的にはほとんどの地域で採用不可であるため、全国共通の構造基準としては対象としない。
開口部	⑪ 木製建具のうち、地場で製作されるもの	○	○	○	
	⑫ 下地窓、無双窓	○	○	×	・外皮面積全体に占める面積割合が少ない。 ・サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)の応募住宅で採用例があるが、部屋間の通風ののための仕様が一般的。
内壁・内天井	⑬ 竿縁天井、網代天井、簀子天井	○	○	×	・屋根で断熱が可能。
内部床	⑭ 土間(三和土)	○	○	×	・土間の外皮性能は床板張りよりも気候風土住宅に該当しやすいことを計算上確認。 ・床板張りの一部に土間が含まれていても当然対象となるが、土間の面積割合に制約を設けることは運用上困難のため、告示案としては記載せず、「床板張り」に代表させる。
	⑮ 床板張り仕上げのうち、下地板を用いず単層床板張りとしたもの	○	○	○	

13

告示に定められていない要素について

- 本技術的助言において、所管行政庁が気候風土適応住宅と認定する際の参考となるよう、別添の通り、気候風土適応住宅の認定のガイドラインを策定したので執務の参考とされたい。
- なお、本ガイドラインにおいて記載のない要素を用いた住宅についても、地域の状況を考慮し、気候風土適応住宅とすることを妨げるものではない。

国 住 建 第 65 号 平成 28 年 3 月 31 日 各都道府県住宅・建築主務部局長 殿 各指定都市住宅・建築主務部局長 殿 国土交通省住宅局住宅生産課長 所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難であると認める際の判断について (技術的助言) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)の附帯決議において、「地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること」とされた。これを踏まえ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)附則第 2 条の所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第 1 条第 1 項第 2 号イ(以下「外皮基準」という。)に適合させることが困難であると認めるもの(以下「気候風土適応住宅」という。)については、法第 19 条第 1 項の規定による届出において、外皮基準の規定は適用しないこととされている。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 28 年国土交通省告示第 265 号)附則第 2 項の規定により、省令附則第 2 条の規定を適用する場合において一次エネルギー消費量基準については緩和されることが措置されている。 本技術的助言において、所管行政庁が気候風土適応住宅と認定する際の参考となるよう、別添の通り、気候風土適応住宅の認定のガイドラインを策定したので執務の参考とされたい。なお、本ガイドラインにおいて記載のない要素を用いた住宅についても、地域の状況を考慮し、気候風土適応住宅とすることを妨げるものではない。 各所管行政庁においては、伝統的構法の承継にも配慮しつつ、必要に応じて本ガイドラインを参考に、地域の状況を考慮した認定指針等を策定する等、適切な運用を図ることとされたい。 また、管内の所管行政庁に対してもこの旨を周知されるようお願いする。
--

外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例

①縁側	熱的境界の設定がはっきりしない領域があり、断熱化が困難		②外壁両面を木材現しにしたもの(校倉・丸太組構法等)	外壁両面を木材現しにすることがあり、断熱化が困難	
③板葺き、樹皮葺き	断熱化は敬遠される場合が多く、必要な断熱性を確保することが困難		④伝統的な土間(三和土)	一般的な玄関と比べて大きな面積となるほか、屋外もしくは部屋のあいだは、熱的境界の設定がはっきりしない領域があり、断熱化が困難	
⑤土塗壁以外で、構造が貫構造の外壁両面を真壁としたもの	屋外側をモルタル塗の真壁、室内側をラスボード下地漆喰塗の真壁とするなどの壁構法で、土壁や板壁と異なり、壁体内に断熱材を施工することはできませんが、断熱層の厚さが限られ、特に通し貫を用いた場合は壁内の空隙が少なくなるため、必要な断熱性を確保することが困難				

「気候風土適応住宅」の解説 2024年度版より抜粋

所管行政庁における独自基準の設定状況

- 気候風土適応住宅は、国土交通大臣が定める基準のほかに、所管行政庁がその地域の自然的・社会的条件の特殊性に応じて、独自基準を定めることができる。
- 所管行政庁による独自基準について、令和7年9月時点で33行政庁が運用を開始し、25行政庁が検討中。

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域	規模・構造	主な独自仕様	共通的な仕様
R 3年4月	熊本県(県及び熊本市、八代市、天草市)	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・くもと型伝統構法による木造建築物(構造材を県産木材とする等)	・県産木材の使用 ・伝統的な継手仕口 ・石場建て等の開放的な床下 ・深い庇 ・通風に配慮した窓
R 4年3月	宮崎県(県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市)	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・軒裏が野地板現し ・瓦屋根、茅葺屋根	・深い庇 ・通風に配慮した窓
R 4年4月	福岡県(県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市) ※現在運用停止	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・外壁の過半が県産木材による板張り壁 ・瓦屋根	・深い庇 ・通風に配慮した窓
	沖縄県(県及び那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市) ※現在運用停止	県内全域	延べ床面積300㎡未満の住宅※構造は問わない	・花ブロック、ルーバー ・屋上緑化、壁面緑化	・深い庇 ・通風に配慮した窓
R 4年12月	埼玉県(特定行政庁及び限定特定行政庁を除く) ※現在運用停止	県所管内	延べ床面積300㎡未満の住宅	・柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造 ・外皮平均熱貫流率(U_{eq} 値)を1.54W/㎡K以下	・県産木材の使用
R 6年4月	長崎県(県及び長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、五島市)	県内全域	延べ面積が300㎡未満の木造住宅	・軒の出が0.9m以上 ・6畳以上の畳の間又は5㎡以上の土間 ・柱・土台に県産材の使用	・手刻み加工による、伝統的な継手仕口 ・通風に配慮した開口
	鹿児島県(県及び鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市)	県内全域	木造住宅 ※併用住宅は含まない	・瓦葺や茅葺、金属板葺屋根 ・構造材はかこしま材や古材の使用	・手刻み加工による、伝統的な継手仕口 ・通風に配慮した開口
R 7年4月	富山県(県及び富山市、高岡市)	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・貫工法等、土間設置、床下が開放的であること ・通気側の窓が木製建具であり、かつ外側に格子窓があること	—
	滋賀県(県及び大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市)	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・主たる居室が竿縁天井または網代天井 ・縁側を設け、室内側に多層構成の建具 ・県産材を7.5㎡以上使用 ・柱芯から垂木などの支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒 ・自然通風を配慮した複数の窓	—
R 7年度中	埼玉県飯能市、岡山県津山市				
時期未定	埼玉県東松山市、群馬県みどり市、長野県、静岡県、愛知県、三重県、石川県金沢市、岡山県(県及び岡山市、倉敷市、玉野市、新見市)、徳島県、香川県、大分県(県及び大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市)、佐賀県(県及び佐賀市)				

令和6年度「気候風土適応住宅基準の検討状況に係る調査(令和6年8月時点)」



- 気候風土適応住宅を継承していくうえで必要な、所管行政庁における気候風土適応住宅の独自基準策定を促進するため、自治体と共に活動する建築関係団体等に対して取組みや活動した費用の支援を実施する。
- また、独自基準の策定に関する問合せ等については、相談窓口を開設する。

① 独自基準策定の検討費支援

地方の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた所管行政庁が定める基準の策定を促進するため、所管行政庁と連携して取り組む民間事業者の行う基準策定等の取組を支援する。

【主な事業者】 所管行政庁、建築団体(士会)等

【主な補助対象】 独自基準の策定を支援・活動する事業者の委託費用等を支援
所管行政庁に対する独自基準に関する勉強会の費用

【補助額】 1自治体あたり上限300万円

【申請期間】 令和7年4月30日～令和7年12月15日(予算達成次第終了)

② 相談窓口の開設

国が定めた要件及び独自基準の要件等の気候風土適応住宅における相談窓口を開設し、国が定める基準の内容や独自基準策定に係る技術的な支援を行う。

【相談先】 一般財団法人環境共生まちづくり協会

【相談方法】 問い合わせフォームまたは電話

【電話受付時間】 月～金曜日 10:30～16:30(祝日、年末年始を除く)

③ ガイドラインの公開

【URL】 <https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sanko.html>

<気候風土適応住宅のイメージ>

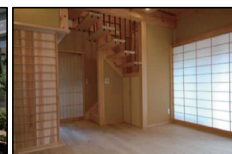
■ 国が定める基準について

国土交通大臣が定める基準(「気候風土適応住宅の基準」という。)には、次のような要件に適合しなくてはならない。

・外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること



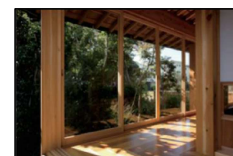
外側真壁



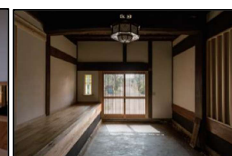
内側真壁

■ 所管行政庁が定める独自基準について

所管行政庁が独自基準を策定する際に参考となる、地域の気候及び風土に応じた住宅の要素には、以下のような代表的ながある。



縁側



玄関土間

ご清聴ありがとうございました。